

# 令和 8 年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領（郵送申込用）

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

## 1) 講習案内

### (1) 講習の概要

- ① 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習、二級建築士講習及び木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義は DVD により行います。
- ② DVD 講習につきましては、会場で DVD を視聴し、修了考査を受験します。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受験することができません。
- ④ 建築士設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はございません。
- ⑤ インターネット申込ができない事由がある方については、紙申込書を送付いたします。希望の方は、建築技術教育普及センター（以下「当センター」という。TEL 050-3645-2717）へお問い合わせください。

### ■ 講習の時間割

項目		内容	時間
受講説明		・講習概要の説明、注意事項の説明	10 分
講義		・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	5 時間
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40 問、正誤方式	1 時間
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第 3 条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・35 問、正誤方式	
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30 問、正誤方式	

### (2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980 円

- ① 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- ② 申込内容の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

### (3) 講習地、講習日及び講習開始時間

- ① 希望する講習地及び講習日は、申込書を DL ページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- ③ 当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、講習を担当する建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内等により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

### (4) 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末日の営業日を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。未修了の方についてもその旨を通知します。
- ③ 当センターホームページに掲載します。修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に当センターのホームページに掲載します。

## 2) 受講申込

### (1) 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士

### (2) 受講申込書の入手方法

・当センターへお問い合わせください。

※申込書を郵送で依頼した場合、個人情報等を含む際は赤レターパック等を事前にご準備していただくことがあります。

・当センターのホームページでもダウンロードが可能です。

### (3) 申込みに必要なもの

- ① 受講申込書
- ② 所有している建築士免許証（カード・賞状型どちらでも可）の写し（コピー）  
※受講申込書の建築士免許証欄に「登録済」と表記がある方については、「登録済」の建築士免許証は不要となります。「登録済」以外の建築士免許証を所有している場合は、②が必要となります。  
※建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書を提出してください。
- ③ 顔写真 1 枚 縦 4 cm×横 3 cm（無帽・無背景・正面 3 分身の証明写真・6 カ月以内に写したもの）
- ④ 振替払込請求書兼受領証（受講手数料の領収書）の写し（コピー）
- ⑤ 受講票返信用封筒  
※返信用封筒は、ご自身の宛先を明記し 110 円の切手を貼付していただくようお願いします。

#### (4) 申込方法・郵送先

- ① 記入済みの申込書を郵送する際は、紛失等を防ぐ為に「簡易書留」にて当センターへ郵送してください。

**【郵送先】公益財団法人 建築技術教育普及センター 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 3F**

#### (5) 受講手数料の支払い方法

以下の方法で、払込が可能です。※口座番号については、各申込書に記載しております。

- ① 郵便局備え付けの払込票  
② ATM 払込（郵便局または銀行）  
③ ネットバンキング  
※ネットバンキングを利用した場合、当センターへの振込状況が確認できる明細票を申込書に貼付してください。

#### (6) 申込に関する注意事項

- ① 申込書は、希望する講習日の締切日までに到着するよう、当センターへ郵送してください。  
※期日については、受講案内に掲載しております。不明な方は当センターへお問い合わせください。  
② 申込内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。  
③ 提出された書類（建築士免許証等の写し等）については、原則返還しません。  
④ 車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ申出てください。障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合がありますのでご注意ください。

#### ■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。\*複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出分については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんので、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は 12,980 円（テキスト代、消費税を含む。）となります。

#### (7) 受講票

当センターから送付・返送いたします。届かない場合は、お問い合わせください。

### 3) 受講申込後の変更等

- (1) 申込内容に変更がある場合は、当センターにお問い合わせください。  
(2) 講習日の変更について  
当センターにお問い合わせください。（日程によっては変更できない場合もございますのでご了承ください。）  
(3) 受講票の再発行  
受講票を紛失した場合、講習会場で係員に顔写真付身分証明書（運転免許証等）を呈示して、その旨を伝えてください。受講票を再発行します。

### 4) 受講時における注意事項等

#### (1) 必ず携行するもの

受講票、筆記用具（HB の黒鉛筆/シャープペン・消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）

#### (2) テキスト

テキストは講習日に会場で配付します。修了考査時も参照可能です。  
※令和 6 年度より国土交通省編集別冊テキスト（紙製）の配布はなくなりました。

#### (3) 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席しているか否か確認します。離席が一定時間を超える場合、欠席扱いとなります。

#### (4) 無線通信機器

講義及び修了考査中に携帯電話等の無線通信機器を使用することは禁止されています。電源を切りカバン等にしまってください。なお、修了考査時に携帯電話等の無線通信機器を使用した場合、不正行為とみなされますので、ご注意ください。

#### (5) 講習会場における飲食及び喫煙

飲食及び喫煙については、講習会場での案内や係員の指示に従ってください。

#### (6) 講習内容の録音・撮影

講習内容の録音及びビデオ撮影は禁止されています。

#### (7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、ご注意ください。電車やバス等の公共交通機関を利用してください。違法駐車や警察または講習会場等の管理係等から撤去要請がある場合、講義時間または修了考査時間に関わらず退室の上、当該車両を撤去するよう対応を依頼します。※詳細は、講習を実施する各団体へ確認してください。

#### (8) C P D実績の登録

「建築士定期講習」は、建築 C P D 情報提供制度の対象講習として認定されています。建築 C P D 情報提供制度、各建築士会 C P D 制度、J I A C P D 制度、建築設備士関係団体 C P D 協議会、建築施工管理 C P D 制度、A P E C エンジニア、A P E C アーキテクトの参加者は受講することにより、C P D 実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない場合、当センターにご連絡ください。

### 7) 個人情報取り扱い

- ・建築士定期講習を修了した場合、入力された受講申込み情報は国土交通大臣に提供され、修了情報が建築士名簿に登録されます。
- ・入力された受講申込情報は受講票の発行等建築士定期講習を円滑に実施するために利用します。また、当財団のデータベースに登録し、過去受講情報の照会、建築士定期講習の情報提供等に利用します。
- ・個人情報の取り扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。  
([https://www.jaeic.or.jp/other\\_info/jaeic-privacypolicy.html](https://www.jaeic.or.jp/other_info/jaeic-privacypolicy.html))

■講習実施団体お問合せ先一覧

受講申込書の配布及び申込方法、受付状況については当センターへお問い合わせください。

**\* 記入済みの申込書は公益財団法人建築技術教育普及センターへ郵送してください。**

■紙申込書郵送先

問 合 せ 先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
(公財) 建築技術教育普及センター	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町 パークビル 050(3645)2717

講習会場の案内等（公共交通機関や駐車場等）については各担当団体にお問い合わせください。

団体名	電話番号
(一社) 北海道建築士会	011 (251) 6076
(一社) 青森県建築士会	017 (773) 2878
(一社) 岩手県建築士会	019 (654) 5777
(一社) 宮城県建築士会	022 (298) 8037
(一社) 秋田県建築士会	018 (827) 3718
(一社) 山形県建築士会	023 (643) 4568
(公社) 福島県建築士会	024 (523) 1532
(一社) 茨城県建築士会	029 (305) 0329
(一社) 栃木県建築士会	028 (639) 3150
(一社) 群馬建築士会	027 (252) 2434
(一社) 埼玉建築士会	048 (861) 8221
(一社) 千葉県建築士会	043 (202) 2100
(一社) 東京建築士会	03 (3527) 3100
(一社) 神奈川県建築士会	045 (201) 1284
(一社) 山梨県建築士会	055 (233) 5414
(公社) 長野県建築士会	026 (235) 0561
(公社) 新潟県建築士会	025 (378) 5666
(公社) 富山県建築士会	076 (482) 4446
(一社) 石川県建築士会	076 (244) 2241
(一社) 福井県建築士会	0776 (24) 8781
(公社) 岐阜県建築士会	058 (215) 9361
(公社) 静岡県建築士会	054 (254) 9381
(公社) 愛知建築士会	052 (201) 2201
(一社) 三重県建築士会	059 (226) 0109
(公社) 滋賀県建築士会	077 (522) 1615
(一社) 京都府建築士会	075 (211) 2857
(公社) 大阪府建築士会	06 (6947) 1961
(公社) 兵庫県建築士会	078 (327) 0885
(一社) 奈良県建築士会	0742 (30) 3111
(一社) 和歌山県建築士会	073 (423) 2562
(一社) 鳥取県建築士会	0857 (32) 8777
(一社) 島根県建築士会	0852 (24) 2620
(一社) 岡山県建築士会	086 (223) 6671
(公社) 広島県建築士会	082 (244) 6830
(一社) 山口県建築士会	083 (922) 5114
(公社) 徳島県建築士会	088 (653) 7570
(一社) 香川県建築士会	087 (833) 5377
(公社) 愛媛県建築士会	089 (945) 6100
(公社) 高知県建築士会	088 (822) 0255
(公社) 福岡県建築士会	092 (441) 1867
(一社) 佐賀県建築士会	0952 (26) 2198
(一社) 長崎県建築士会	095 (828) 0753
(公社) 熊本県建築士会	096 (383) 3200
(公社) 大分県建築士会	097 (532) 6607
(一社) 宮崎県建築士会	0985 (27) 3425
(公社) 鹿児島県建築士会	099 (222) 2005
(公社) 沖縄県建築士会	098 (879) 7727

団体名	電話番号
(一社) 北海道建築士事務所協会	011 (788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	017 (773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	019 (651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	022 (223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	018 (865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	023 (615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	024 (521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	029 (305) 7771
(一社) 栃木県建築士事務所協会	028 (621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	027 (255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	048 (864) 9313
(公社) 千葉県建築士事務所協会	043 (224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	03 (3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	045 (228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	055 (225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	026 (225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	025 (265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	076 (442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	076 (244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	0776 (54) 1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	054 (255) 8931
(公社) 愛知県建築士事務所協会	052 (201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	059 (226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	077 (526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	075 (334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	06 (6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	078 (351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	0742 (34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	073 (432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	0857 (23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	0852 (23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	086 (231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	082 (221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	083 (925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	088 (652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	087 (812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	089 (945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	088 (825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	092 (473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	0952 (22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	095 (826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	096 (371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	097 (537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	0985 (29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	099 (251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	098 (879) 1311

当センターホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。 <https://www.jaic.or.jp/>